

「医療等に関する個人情報」の利活用にあたっての取扱いルールについて

- 以下のような例において、「医療等に関する個人情報」を利活用するにあたって、どのような取扱いルールが必要か。
- 取扱いルールのパターンとしては、以下のようなものが考えられるのではないか。
 - ① 個別に本人同意を取ることが必要とする
 - ② 「医療等に関する個人情報」の利用範囲を掲示等により示すことで、明示の拒否の意思表示がない限り、掲示等に示された範囲での情報の利活用について黙示の同意を推定する
 - ③ 安全に匿名化等がされた状態を確保することにより個人情報ではなくす
 - ④ 「医療等に関する個人情報」の公益利用の確保のため、学術研究や教育など公益に資する目的のために将来的に活用することについて包括的に同意を得る

ケースの概要	取扱いルール
<p>1 医療等の提供目的での情報の利活用</p> <p>〔例〕</p> <p>(1) 医療機関間の地域連携</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 患者に対する治療のため地域の病院や診療所が連携する場合に、かかりつけ医から他の医療機関に診療録の情報を提供するケース <p>(2) 専門医との連携</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 患者に対する治療のために、患者が受診した医療機関の医師が、他地域の専門医に診療録と検査画像を送付し、助言を得るケース <p>(3) 介護保険における要介護・要支援認定のための情報提供</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 介護保険で要介護・要支援の認定をうけるために、主治医等の意見書が必要な場合に、医療機関より市町村を通じて介護認定審査会に対して、主治医意見書が提出されるケース <p>(4) 介護のケアプラン作成のための情報提供</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 要介護、要支援が認定された場合で、利用者がケアマネージメントにケアプラン作成を依頼した場合に、ケアプランを作成するにあたり、医学的状态に関する 	<p>【現行の取扱い】</p> <p>〔医療・介護関係事業者、保険者等が情報を提供する場合〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 通常必要と考えられる利用範囲を掲示等により明らかにし、患者、被保険者等から特段の意思表示がない場合には黙示の同意を得られているものとする（個人情報保護関係ガイドライン）

	<p>る情報を収集することになり、医療機関から情報提供されるケース</p> <p>(5) 訪問看護、訪問リハビリ等の利用</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 訪問看護、訪問リハビリテーション、通所リハビリテーションの利用にあたって、主治医がその内容と必要性を指示する際に、介護サービス提供者に診療情報を提供するケース <p>(6) 居宅サービスの実施のための情報共有</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 居宅療養管理指導として、療養上の管理及び指導を行うため、その前提として医科・歯科医療機関および薬局の間で、利用者に関する情報の共有が行われるケース <p>(7) 入所施設から医療機関への情報提供</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 特別養護老人ホーム・老人保健施設に入所中の利用者が医療サービスを受ける場合、各施設から利用者の状況について情報が提供されるケース <p>(8) 児童福祉サービスのための情報提供</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 児童及びその家庭につき、必要な調査並びに医学的、心理学的、教育学的、社会学的及び精神保健上の判定を行うため、医療機関等から児童相談所に提供するケース 	
<p>2 医療保険者における情報の利活用</p>		
	<p>〔例〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 医療保険被保険者資格の取得・喪失事務において、変更前の保険者から変更後の保険者に対して、本人の資格得喪に関する情報を提供するケース ○ 健康の保持・増進のための健診、保健指導及び健康相談のために、医療保険者が保有する健診情報などの情報を活用するケース ○ 医療保険者が、被保険者の医療に関する情報を活用して、医療費分析・疾病分析を行うケース 	<p>【現行の取扱】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 本人同意は不要

3 法令に基づく情報の利活用		
	<p>〔例〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 医療機関等が、医療法に基づく立入検査、介護保険法に基づく不正受給者に係る市町村への通知、児童虐待防止法に基づく児童虐待に係る通告など、法令に基づいて、関係機関に診療情報等を提供するケース ○ 感染症予防法に基づき、感染症の発生や流行の探知、まん延を防ぐための対策や、医療従事者・国民への情報提供に役立てるため、医療機関等が診療情報等を保健所等に提供するケース ○ 刑事訴訟法に基づき、医療機関等が、警察や検察等の捜査機関が行う照会（警察や検察等の捜査機関の行う任意捜査を含む）に対して、診療情報等を提供するケース ○ 保険者が、高齢者医療確保法に基づき、医療費適正化計画の作成等のための調査・分析等に役立てるため、レセプト情報を厚生労働省に提供するケース 	<p>【現行の取扱】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 本人同意は不要
4 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき		
	<p>〔例〕</p> <p>(1) 安否確認</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 医療機関等が、意識不明で身元不明の患者について、関係機関からの照会や、家族又は関係者等からの安否確認に対して、必要な診療情報等の提供を行うケース <p>(2) 家族等への説明</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 医療機関等が、意識不明の患者の病状や重度の認知症の高齢者の状況を家族等に説明するケース ○ 医療機関等が、大規模災害等で非常に多数の傷病者が一時に搬送された場合に、家族等からの問い合わせに対して、診療情報等を提供するケース 	<p>【現行の取扱】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 本人同意は不要

5 公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき		
	<p>〔例〕</p> <p>(1) 地域がん登録</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 医療機関が、健康増進法に基づく地域がん登録事業に関して、国又は地方公共団体に診療情報を提供するケース <p>(2) がん検診</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ がん検診の精度管理のため、医療機関から、地方公共団体又は地方公共団体から委託を受けた検診機関に対して精密検査結果が提供されるケース <p>(3) 予防接種履歴</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 本人が転居した場合に、転居後の地方自治体が、転居前の自治体における予防接種履歴について把握し、必要な予防接種の勧奨をするケース <p>(4) 児童虐待</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 児童虐待事例に関して、医療機関等が関係機関に診療情報を提供するケース ○ 地方公共団体が乳幼児健診履歴等を継続的に把握し、その情報を児童虐待等の早期発見に活用するケース <p>(5) 医療事故</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 医療安全の向上のため、医療機関等が、院内で発生した医療事故等に関して、国、地方公共団体又は第三者機関等に情報提供するケース 	<p>【現行の取扱】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 本人同意は不要
6 国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき		
	<p>〔例〕</p> <p>(1) 統計調査</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 医療機関等が、統計法第2条第7項の規定に定める一般統計調査に協力するため、診療情報を提供するケース <p>(2) 警察からの照会</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 医療機関等が、災害発生時に警察から負傷者の住所、氏名や傷の程度等を照会された場合等、公共の安全と秩序の維持の観点からの照会に対して、診療情報等を提供するケース 	<p>【現行の取扱】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 本人同意は不要

7 学術研究、教育のための情報の利活用		
	<p>〔例〕</p> <p>(1) 臨床研究</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 医療機関における診療の中で、治療方法や薬剤などの効果等を分析研究するため、診療で得られた情報を臨床研究のために利用するケース <p>(2) 疫学研究等</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 公衆衛生や医療の質の向上のため、ある目的をもって疾患動向や罹患性などを調査するため、研究機関等が医療機関等から広範囲に一定の診療情報を収集するケース ○ 難病等の医学研究等において、研究機関等が医療機関等から継続的にデータの提供を受け蓄積し、研究に活用するケース ○ 厚生労働省が、医療サービスの質の向上等を目指した正確なエビデンスに基づく施策の推進や、学術研究の発展に資する目的で行う分析・研究に役立てるため、研究機関等に対して、高齢者医療確保法に基づくレセプト情報の提供を行うケース ○ 薬剤疫学的手法による医薬品等の安全対策を推進するため、拠点病院におけるレセプトデータや診療情報等を集積し、医薬品医療機器総合機構や将来的には研究者・製薬企業が調査分析を行うためにデータを利用するケース <p>(3) 医学教育</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 医療現場での臨床実習や実際の患者情報を用いた学習のために、医療機関等が診療情報を大学等に提供するケース ○ 医学関係の教科書等において、症例に関する情報を利用するケース 	<p>【現行の取扱】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・研究関係ガイドラインでは、個人情報を連結不可能匿名化した情報及び連結可能匿名化した情報であって研究を行う機関において対応表を保有していない場合は、個人情報に該当しないものとして整理している。 ・ただし、現行の個人情報保護法の解釈によると、連結可能匿名化された個人情報であって同一の法人内において対応表を有している場合は個人情報に該当すると整理されている。
8 災害対策のための情報の利活用		
	<p>〔例〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 災害時要支援者（医療や福祉の支援が必要な者など）の支援リストの作成など災害時の対応に備えるために必要である場合に、行政機関等に対して、医療機関等が診療情報等を提供するケース 	<p>【現行の取扱】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本人同意が必要

9 その他

〔例〕

- (1) 外部監査機関からの監査
 - 医療機関等が、外部監査のため、財団法人医療機能評価機構や、会計基準を採用している場合は会計監査法人などから、診療録の閲覧を求められるケース
- (2) 民間保険会社からの照会
 - 医療機関等が、民間保険会社から既往症に関する照会を受けた際に、診療情報等の提供を求められるケース
- (3) 報道機関からの照会
 - 医療機関等が、報道機関から事故の際における傷病者の病状、著名人の病状等について、診療情報の提供を求められるケース
- (4) 学校・職場からの照会
 - 医療機関等が、学校や職場から、たとえば喘息の児童に関し可能な運動の程度など病状に関して、診療情報の提供を求められるケース

【現行の取扱】

- ・ 本人同意が必要